

2020年度 兵庫県ボランティア 市民活動災害共済 のご案内



日本国内において社会的に意義があるボランティア活動中の、万が一の事故に備えていただくための共済（保険）です。

ボランティア活動を続けられている際には継続手続きが必要です。

☆補償（保険）期間☆

4月1日0時～翌年3月31日24時の1年間です。

☆受付☆

2020年度4月からの受付は、3月1日から受付開始しています。

問い合わせ

住所：猪名川町北田原字南山14-2

TEL：072-764-5813（直）

072-766-1200（代）

猪名川町社会福祉協議会

ボランティア活動センター

担当：乾・山本

注）休館日（月曜日（祝日の場合は翌日火曜日））の
受付業務は行っておりませんので、お気を付けください。

